

乗入れ規制区域変更凡例

乗入れ規制区域

1	-	2	地類界(砂浜と樹林)
2	-	3	汀線界
3	-	4	地類界(砂浜と樹林)
4	-	5	工作物(除)界
5	-	6	地類界(砂浜及び崖と樹林及び草地)
6	-	7	地類界(砂浜と草地)
7	-	1	鉄道敷(除)界

※汀線界について

汀線は東京湾中等潮位とする。ただし、汀線海側が海城公園地区であり、汀線陸側が道路等工作物となっている箇所は、工作物敷地までを陸域として扱うこととする。